

第17回厚生科学審議会結核部会

2026(令和8)年10月15日

資料4

入国前結核スクリーニングの実施状況及びインドネシアでの開始について

厚生労働省 健康・生活衛生局感染症対策部 感染症対策課

入国前結核スクリーニングによる国内新登録結核患者発生への低減効果

■入国前結核スクリーニング開始後1年間（※）で、3カ国において356人が入国前結核スクリーニングにより結核と診断された

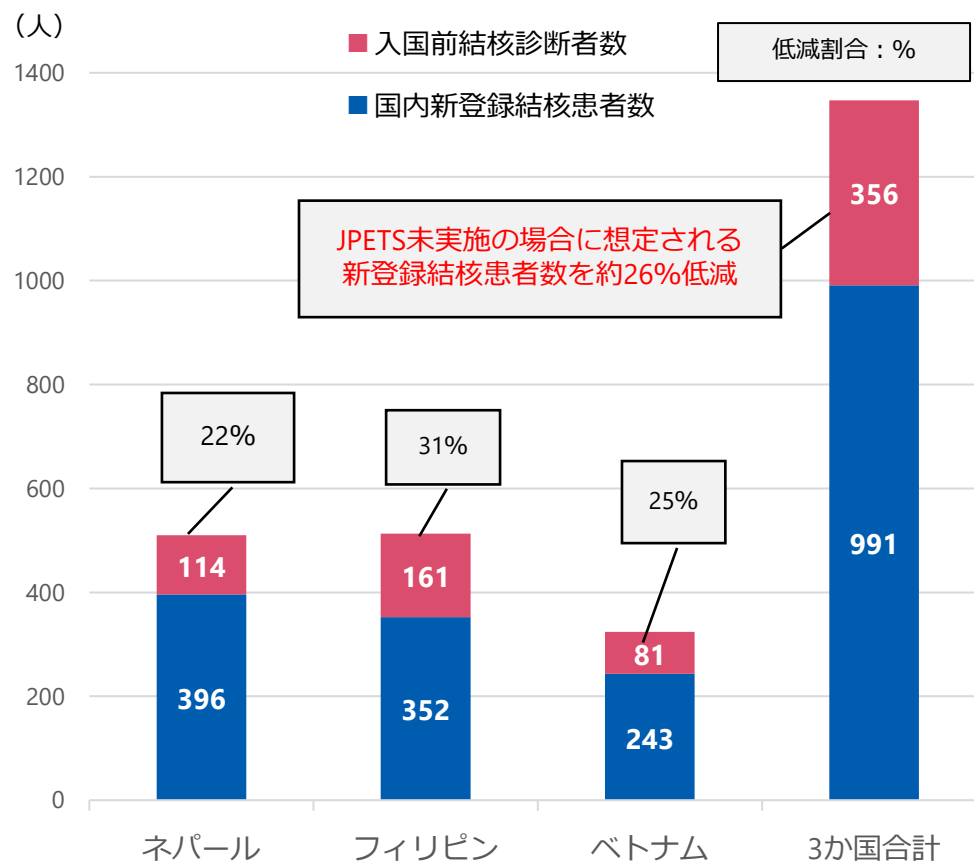
開始後1年間の効果について

- フィリピン・ネパール・ベトナムの3か国における入国前結核スクリーニングにより、2025（令和7）年4月～2026（令和8）年3月までの間に、356人が日本入国前に結核と診断（注）された。
- 入国前に結核と診断された356人は、国内新登録結核患者数991人の約36%に相当しており、JPETSの実施によりJPETS未実施の場合に想定される新登録結核患者数を約26%低減した可能性がある。
- そのため、入国前結核スクリーニングは日本国内での結核患者発生への低減に一定の効果を示しているものと考えられる。

今後について

- 今後、結核の潜伏期間（大半は半年～2年）等を踏まえ、制度開始後3年を目途に必要な見直しを検討する。
- 本制度により発見された結核患者の数や、外国生まれ新登録結核患者数の推移、集団発生事例の初発患者のうち、入国前に結核健診を受けていた者の割合の把握等により本制度の効果を評価・検証する予定。

入国前結核診断者数と国内新登録結核患者数（低減割合）



出典：入国前結核スクリーニング精度管理センター（CJPQA）・厚生労働省調べ

（※）2025（令和7）年4月1日～2026（令和8）年3月31日までフィリピン、ネパール、ベトナム出生の国内新登録結核患者数

（注）細菌学的陽性結核患者・臨床的診断結核患者を含む

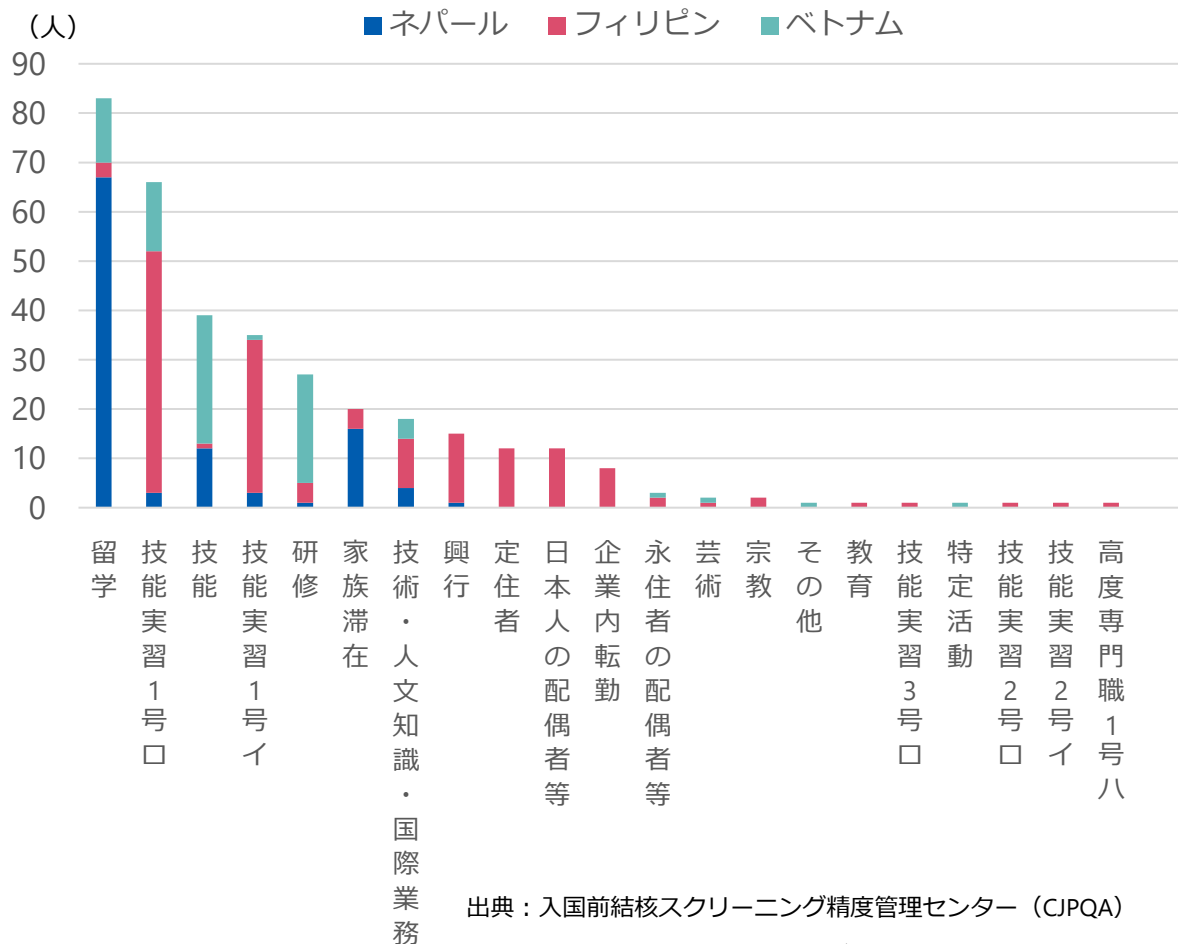
（参考）入国前結核診断者の在留資格別内訳（ネパール・フィリピン・ベトナム）

■ 対象3か国では、入国前結核スクリーニングによる結核診断者が多い在留資格に国ごとの特徴がある

入国前結核診断者の在留資格別内訳の特徴

- 入国前結核診断者の在留資格別内訳には国ごとの差異がみられ、ネパールでは留学、フィリピンでは技能実習、ベトナムでは技能及び研修において診断者が多く確認された。
- 一方で、これらの結果は各国からの入国者における在留資格構成の影響も受けていると考えられることから、結核診断者数のみならず、健診在留資格別の健診実施者数や陽性率も含めて評価する必要がある。
- 今後入国前結核スクリーニングの運用実績が蓄積される中で、在留資格別・国別の傾向を継続的に分析し、より効果的・効率的なスクリーニングの実施について検討することが重要である。

入国前結核診断者の在留資格別内訳



■ 結核診断者なしの在留資格（※）を除く

（※）技能実習3号イ、経営・管理、介護、文化活動、高度専門職1号口、高度専門職1号イ、教授、特別高度人材（J-Skip）、高度専門職2号、研究、医療、法律・会計業務、報道

出典：入国前結核スクリーニング精度管理センター（CJPQA）

在留資格は受診者の自己申告に基づく。

（2025（令和7）年4月1日～2026（令和8）年3月31日まで）

入国前結核スクリーニングに係る今後のスケジュール

令和6年度 12月 (令和7年) 3月 令和7年度 5月 6月 9月	・結核部会への報告 ・制度開始の公表 ・フィリピン、ネパールにおける健診受付開始 ・ベトナムにおける健診受付開始 ・フィリピン人、ネパール人からの在留資格認定証明書交付申請時又は査証申請時における結核非発病証明書の提出義務付け開始 ・ベトナム人からの在留資格認定証明書交付申請時又は査証申請時における結核非発病証明書の提出義務付け開始
令和8年度 11月 (令和9年) 1月	・インドネシアにおける健診受付開始 ・インドネシア人からの在留資格認定証明書交付申請時又は査証申請時における結核非発病証明書の提出義務付け開始 ※残り2か国（ミャンマー、中国）の制度開始に向けて調整中

(参考) 入国前結核スクリーニングの概要

入国前結核スクリーニングとは

- 入国前の結核検査（胸部エックス線検査等）によって、結核を発病していないことの証明を求める制度。
- 外国からの入国者への結核対策として、主要先進国の多くでは、条件や方法は国によって異なるものの、高まん延国からの入国例や長期滞在する者を対象とした入国前のスクリーニングを実施している
 - 入国前結核スクリーニングを実施している諸外国の例：米国、カナダ、オーストラリア、英国、ニュージーランド、韓国 等

入国前結核スクリーニングに係るこれまでの経緯

- 2018（平成30）年2月、厚生科学審議会結核部会において、近年の外国出生結核患者の増加等を背景に、日本国内での結核患者数上位6カ国（※）からの長期滞在者を対象とした入国前結核スクリーニングを導入する方針が示された。
 - ※日本の外国出生結核患者の約8割は、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー、中国の6カ国が占めている。
- 2020（令和2）年3月、関係各所へ入国前結核スクリーニングの実施について通知を行い、同年7月1日以降に準備の整った対象国から順次開始予定としていたが、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、外国からの入国者が激減したことを受けて開始が見送られていた。
- 2023（令和5）年5月8日をもって新型コロナウイルス感染症に関する水際対策が終了。外国からの入国者数が増加し、これに伴い、外国生まれの患者数の増加が顕著であることから、本制度を早期に導入することが求められた。

参考：法的根拠

- 出入国管理及び難民認定法第5条第1項第1号において、結核が含まれる二類感染症の患者は上陸できないこととされ、「査証の原則的発給基準」においても査証（ビザ）を発給しないこととされている。

○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

（上陸の拒否）

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に定める一類感染症、**二類感染症**、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者

二～十四 （略）

2 （略）

○査証の原則的発給基準

原則として、査証申請者が以下の要件をすべて満たし、かつ、査証発給が適当と判断される場合に査証の発給が行われる。

- (1) 申請人が有効な旅券を所持しており、本国への帰国又は在留国への再入国の権利・資格が確保されていること。
- (2) 申請に係る提出書類が適正なものであること。
- (3) 申請人が日本において行おうとする活動又は申請人の身分若しくは地位及び在留期間が、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）に定める在留資格及び在留期間に適合すること。
- (4) **申請人が入管法第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと。**

(参考) 入国前結核スクリーニングの対象国、対象者及び申請の流れ

対象国

日本における新登録結核患者数のうち、外国生まれの患者数の8割を占めるフィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー、中国の6か国から制度を導入する方向で進めており、調整のついたフィリピン、ベトナム、ネパールの3か国については、2024年度から制度を開始した。

対象者

対象国の国籍を有し、中長期在留者（注）（再入国許可を有する者を除く。）並びに特定活動告示第53号及び同第54号（デジタルノマド及びその配偶者又は子）として我が国に入国・在留しようとする者とする。

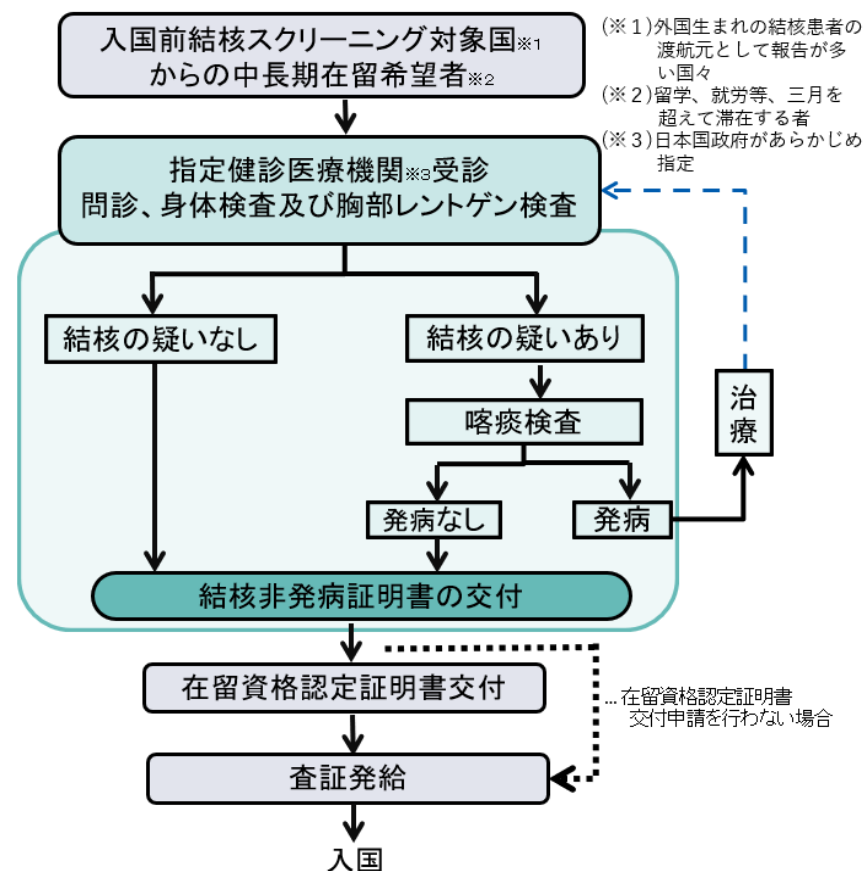
ただし、例外として、居住国の滞在許可証等により、現在の居住地が対象国以外の国又は地域であることが確認された場合は対象外とする。

（注）「中長期在留者」とは、入管法第19条の3に定める者（本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者、④③に準ずる者として法務省令で定めるもの、のいずれか以外の者）をいう。

申請の流れ

- 1 申請者は対象国にある指定健診医療機関で、医師の診察及び胸部レントゲン検査を受診する。
- 2 当該検査で結核を発病していないと判断された者には、指定健診医療機関から結核非発病証明書が発行される。
- 3 在留資格認定証明書交付申請又は査証申請時に結核非発病証明書を提出する。

※ 結核を発病していると診断された者については、治療完了後、再度指定医療機関で結核検査を受診する必要がある。



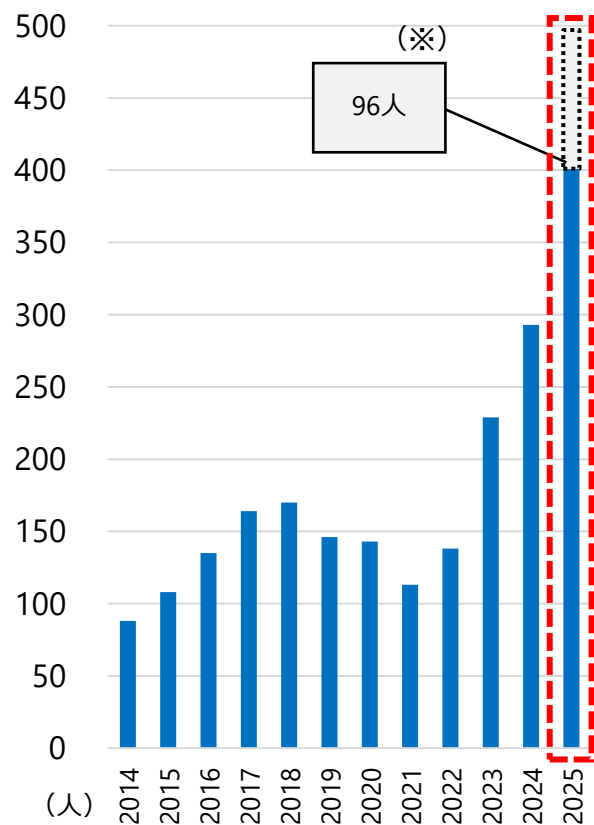
（注）対象国の指定健診医療機関については、検査・診療の質を保つため、対象国内の医療機関に対して日本国政府があらかじめ指定する。医師は問診、診察及び胸部レントゲン検査を実施し、結核の疑いがある者に対しては喀痰検査を実施する。結果はJ-IMS（JPETS情報管理システム）にアップロードされる。結核を発病していないことを確認した場合には、結核非発病証明書を発行する。

(参考) 外国生まれ新登録結核患者 (出生国別)

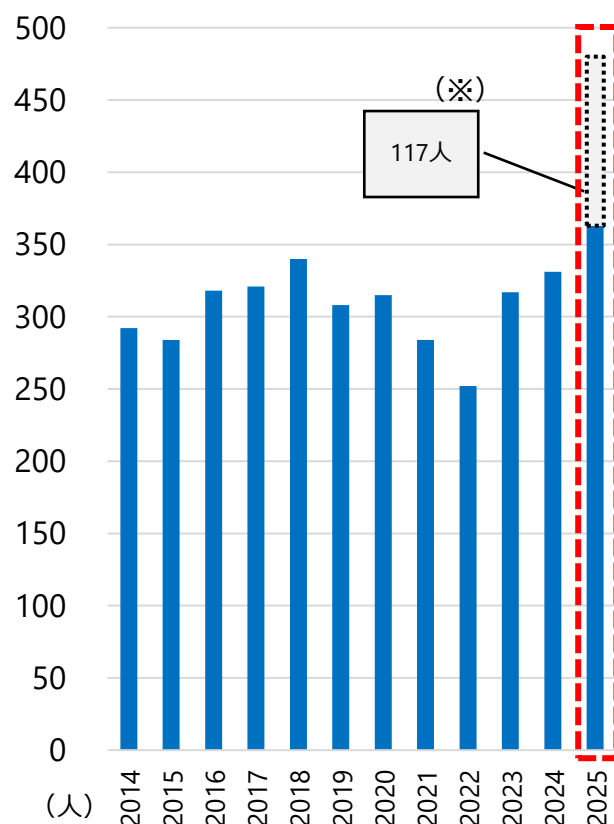
- フィリピン・ネパール・ベトナムの新登録結核患者数の推移+JPETSで発見できた入国前結核診断者数

(※) JPETSで発見できた入国前結核診断者数 (2025.4.1~12.31まで)

■ ネパール



■ フィリピン



■ ベトナム

